

契約種別：なっトクでんき

1. 適用条件

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお、この契約種別から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

- (1) 同一需要場所において、同一名義により、原則として大阪瓦斯株式会社が定める託送供給約款およびその他の供給条件等の供給区域において、弊社とのガスの需給契約が成立していること。
- (2) 電灯または小型機器の総容量が原則として400ボルトアンペアをこえ、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力または契約設備電力の合計が原則として50キロワット未満であること。

2. 供給条件および料金表の変更

- (1) 弊社は、電気供給条件（以下「供給条件」といいます。）および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (3) (1)または(2)の場合、弊社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ供給条件および料金表を承認のうえ、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

なお、供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが弊社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ弊社が通知することがあります。

4. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ・ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
 - ・ 契約期間満了に先だって、お客さままたは弊社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、弊社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。また、供給条件および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または弊社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6. 検針日

検針は、お客さまごとに弊社があらかじめお知らせした日（弊社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行います。

なお、弊社は検針の結果を弊社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

7. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

8. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

9. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと弊社との協議によって行います。

10. 料金

料金は、最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分			単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
最低料金 (最初の 15kWh まで)			1 月 1 契約につき	279 円 82 銭
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	第 1 段階	1kWh につき	19 円 94 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	第 2 段階	1kWh につき	23 円 66 銭
	300kWh 超過分	第 3 段階	1kWh につき	27 円 29 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金			1kWh につき	弊社ホームページを ご確認ください
燃料費調整額			1kWh につき	弊社ホームページを ご確認ください

11. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

- (1) お客さまが指定する口座から弊社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

12. 帳票発行手数料

- (1) 弊社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、弊社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

- ① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、弊社が認める場合
 - ② お客さまが、料金を、弊社が指定した様式で、弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われることを希望され、弊社が認める場合
 - ③ お客さまが、「11. 料金その他の支払方法」(1)または(2)による支払いが不能となったこと等弊社の責めとならない理由により、料金を、弊社が指定した様式で、弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合
- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。
 - ・(1)①の場合
1 料金の算定期間および 1 契約につき、108 円 00 銭
 - ・(1)②または③の場合
1 料金の算定期間および 1 契約につき、216 円 00 銭

13. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 8 / 108$$
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、弊社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ・契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ・動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ・その他供給条件および料金表に反した場合
- (2) (1)の免れた金額は、供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

15. 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「3. 需給契約の申込み」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

16. 需給契約の消滅

お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。

弊社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

17. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

供給条件にもとづき、弊社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、弊社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

18. 解約等

- 弊社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - お客さまが供給条件に定める事項によって電気の供給を停止された場合で弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
 - お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - 供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- お客さまがその他供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- お客さまが、需給契約の消滅による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、弊社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものいたします。

19. 弊社とのガスの需給契約が消滅した場合の取扱い

- 「1. 適用条件」(1)に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに弊社に申し出ていただけます。
- この契約種別による電気の需給契約の申込みを弊社が承諾した場合で、この契約種別による電気の需給開始日より前に、お客さまが弊社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等「1. 適用条件」(1)に定める適用条件を満たしていないことを弊社が確認したときは、この契約種別による電気の需給開始日に、この契約種別による電気の需給契約は消滅するものいたします。
- この契約種別による電気の需給開始日以降に「1. 適用条件」(1)に定める適用条件を満たしていないことを弊社が確認した場合は、弊社が確認した日以降最初の検針日に、この契約種別による電気の需給契約は消滅するものいたします。また、この契約種別による電気の需給開始日以降、お客さまが弊社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等弊社がガスの供給をまったく行わなかった場合は、この契約種別が適用されている期間の料金について、弊社は、「10. 料金」により算定される料金に加えて、「10. 料金」に電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の従量電灯 A の料金率^{*1}を適用して算定される料金と「10. 料金」により算定される料金との差額を申し受けます。
- (2)または(3)の場合で、この契約種別による電気の需給契約の消滅日までにお客さまから他の契約種別の需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、供給約款の従量電灯 A^{*2}による需給契約が、新たに成立するものいたします。

- ※1 従量電灯 A の料金率について
料金率は以下のとおりいたします。

区分		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 月 1 契約につき	334 円 82 銭
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	第 1 段階 1kWh につき	19 円 95 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	第 2 段階 1kWh につき	25 円 33 銭
	300kWh 超過分	第 3 段階 1kWh につき	28 円 76 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		1kWh につき	弊社ホームページを ご確認ください
燃料費調整額		1kWh につき	

- ※2 従量電灯 A について
- 適用範囲は、「1. 適用条件」(2)および(3)と同一といたします。
 - 料金は、上記※1の最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。
 - その他内容については、供給約款をご確認ください。

20. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

21. 損害賠償の免責

- 供給条件に定める事項により、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 供給条件に定める事項により、電気の供給を停止した場合または解約等によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- その他弊社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

22. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の弊社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただけます。

- 修理可能な場合
修理費
- 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

23. 工事費負担金等

供給条件にもとづき、契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により工事費負担金等が発生する場合は、お客さまにその工事費負担金等を負担していただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

弊社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- 需給地点に至るまでの弊社の供給設備または計量器等需要場所内の弊社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- 「29. 保安に対するお客さまの協力」によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- 計量器の検針または計量値の確認
- 供給条件に定める供給の停止、「16. 需給契約の消滅」または「18. 解約等」により必要な処置
- その他供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または弊社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または弊社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、弊社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他上記に準ずる場合

26. 保安の責任

弊社は、需給地点に至るまでの供給設備（弊社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の弊社の電気工作物について、保安の責任を負います。

27. 調査

- (1) 弊社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - ・絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ・接地抵抗値の測定
 - ・点検
- (3) 弊社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかつた場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。
なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行います。

28. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を弊社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 弊社は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

29. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を弊社に通知していただきます。この場合には、弊社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の弊社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが弊社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、弊社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、弊社が保安上必要と認めるときは、その期間について、弊社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、弊社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が弊社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を弊社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、弊社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

30. その他

- (1) この契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) ご契約締結後の内容については、初回料金の請求までに、弊社が指定する方法で通知いたします。
- (3) 「ご契約に関する重要事項説明」に記載のない事項の取扱いは、弊社が定める供給条件および料金表によります。
供給条件および料金表は弊社ホームページで確認することができます。
(<http://kepco.jp/>)

平成 30 年 7 月現在

本申込みおよび「2. 供給条件および料金表の変更」、「4. 需給契約の成立および契約期間」、「15. 需給契約の変更」における契約締結前後の供給条件の説明および書面の交付について、電子メールの送信またはインターネットを通じた閲覧に供する方法で行います。

なお、書面の交付を希望する場合は弊社までご連絡ください。